

別表第1 入所基準

事由		運用基準	基準指数
就労	居宅外	1日8時間以上、おおむね月20日以上労働している場合	10
		1日6時間以上、おおむね月20日以上労働している場合	9
		1日6時間以上、おおむね月16日以上労働している場合	8
		1日4時間以上、おおむね月16日以上労働している場合	7
		現在は就労していないが、就労先が確定している場合	5
	居宅内	1日8時間以上、おおむね月20日以上労働している場合	9
		1日6時間以上、おおむね月20日以上労働している場合	8
		1日6時間以上、おおむね月16日以上労働している場合	7
		1日4時間以上、おおむね月16日以上労働している場合	6
		現在は就労していないが、就労先が確定している場合	4
妊娠・出産		出産又は出産予定日の前6週間及び出産後8週間のうち必要と認められる期間	8
保護者の疾病・障がい	疾病	入院している場合	10
		自宅療養でおおむね1ヶ月以上病臥している場合	8
		疾病及び負傷により、定期的に通院等を要するもの	6
	障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	8
		身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	6
		身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級	4
同居親族等の介護・看護	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため1日8時間以上、おおむね月20日以上		9
	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため1日6時間以上、おおむね月20日以上		8
	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため1日6時間以上、おおむね月16日以上		7
	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添い		6

	のため1日4時間以上、おおむね月16日以上	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	10
求職活動等	求職活動又は起業準備を行っている場合	3
就学・職業訓練	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合	8
	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合	6
虐待・DV	虐待やDVにより、児童を保育することが困難であると認められる場合	10
育児休業期間中	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	8
その他	前各号の基準指数に照らし、もっとも実情に近い指数を適用	※

別表第2 入所調整指数

項目	調整基準	調整指数
保護者の状況	両親不在の場合	25
	ひとり親世帯の場合	15
	保護者のいずれかが単身赴任の場合	2
児童の状況	当該児童が障がいをもつ場合	5
世帯の状況	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合のみ）	3
	就業していない65歳未満の同居の祖父がいる場合	-5
	就業していない65歳未満の同居の祖母がいる場合	-5
兄弟姉妹の状況	すでに入所している兄弟姉妹と希望施設が同一である場合	3
	本人を除く小学校3年生以下の児童がいる場合（1人につき）	1
	本人を除く3歳未満の児童がいる場合（1人につき）	1
上記以外の事情	実情に合った点数を加点する。	※

※1 同一点数時の場合は、下記の世帯を優先する。

- (1) 災害の復旧等にあたっている世帯
- (2) 虐待やDVにより児童を保育することが困難とされた世帯
- (3) 両親不在又はひとり親世帯

- (4) 申請児童又は兄弟姉妹が障がい児である世帯
- (5) 当該児童が地域型保育事業を利用し、3歳に到達して卒園する場合
- (6) 兄弟姉妹が既に希望保育施設等に入所している世帯
- (7) 申込時点で、当該児童が認可外保育施設に入所している場合

※2 上記により優先順位が付かない場合は、保育の必要性の度合いを相対的に判断し決定する。